

三原市立図書館指定管理者選定  
審査基準書

令和 6 年 8 月  
三 原 市  
三原市教育委員会

## 目 次

1. 総則.....	1
1.1. 本書の位置づけ.....	1
1.2. 審査体制.....	1
2. 審査方法.....	2
2.1. 審査方法.....	2
2.2. 審査の手順.....	2
(1) 資格審査.....	2
(2) 提案審査.....	2
2.3. 選定フロー.....	3
2.4. 審査結果の公表.....	3
3. 資格審査.....	4
4. 提案審査.....	4
4.1. 基礎審査.....	4
4.2. 総合審査.....	5
(1) 総合審査の方法.....	5
(2) 提案価格の評価.....	5
(3) 提案内容の評価.....	5
(4) 最低評価点.....	6
(5) 評価項目及び配点.....	6
(6) 総合審査による最優秀提案の選定.....	7
5. 優先交渉権者の決定.....	7

## 1. 総則

### 1.1. 本書の位置づけ

「三原市立図書館指定管理者選定審査基準書」（以下「審査基準」という。）は、三原市（以下「市」という。）が、三原市立図書館指定管理事業（以下「本事業」という。）への提案を検討する指定管理者候補を対象に公表するものであり、「募集要項」と一体のものとして位置付けられるものである。

審査基準は、市が本事業を実施する指定管理者候補に対し期待する内容を示し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次順位交渉権者を決定するための基準を示すものである。

### 1.2. 審査体制

審査は、学識経験者等の外部委員及び市の職員から構成する総務・文教関係施設選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行う。

#### 審査委員

学識経験者 2名、利用者・ボランティア関係者 3名、三原市職員 3名 計8名

## 2. 審査方法

### 2.1. 審査方法

指定管理応募者から提出された提案書に対し、資格要件、要求水準への適合、事業計画、施設計画等の提案内容及び価格に関する提案を総合的に評価することにより審査を行う。

選定委員会は、本書に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案及び次点を選定する。市は、提案審査会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定する。市は、優先交渉権者と契約協議を行い、協議が整わない場合は、次順位優先交渉権者と協議する。なお、審査は応募者の実名審査とする。

### 2.2. 審査の手順

審査は、以下の(1)～(2)の手順で実施する。

#### (1) 資格審査

- ・ 第一次審査として応募資格の有無を確認する。

#### (2) 提案審査

- ・ 第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。
- ・ 提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成する。
- ・ 「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。なお、「基礎審査」の結果について点数化は行わない。
- ・ 「総合審査」では、提案内容及び提案価格を本書に示す評価基準に従い点数化し、その後選定委員会によるヒアリング審査を行ったのち、その合計点により総合的に評価する。

### 2.3. 選定フロー

募集要項等の公表から優先交渉権者決定までの流れを下図に示す。

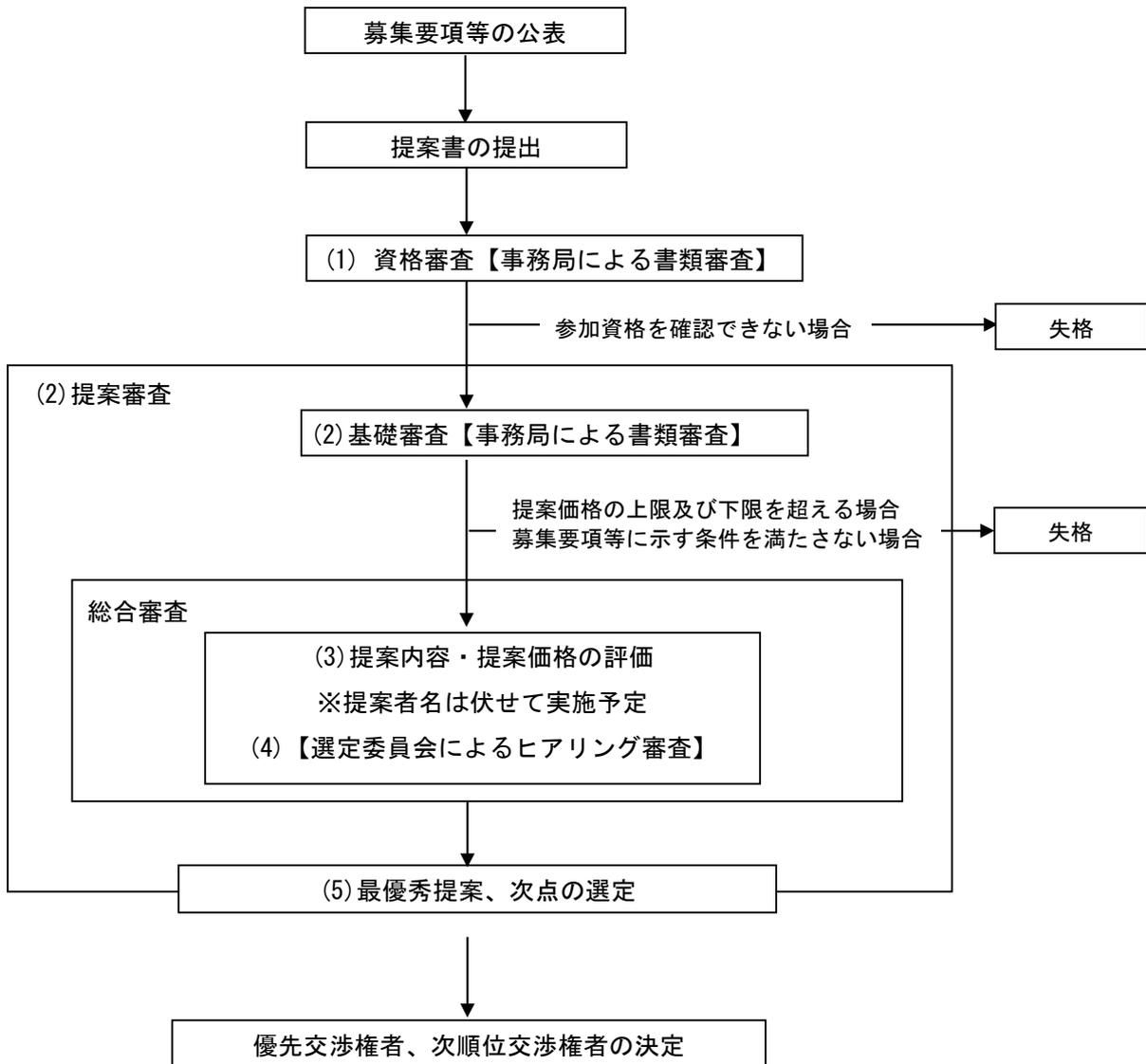


図 1 選定フロー

### 2.4. 審査結果の公表

資格審査の結果は、各応募者に個別に通知する。提案審査の結果については各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のホームページで公表する。

### 3. 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表 1 資格審査における確認内容

区分	確認内容	対象様式
全般	①地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合に、その取消しの日から2年以上経過していること。	別紙様式3
	②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。	別紙様式3
	③会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。	別紙様式3
	④三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動もしくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有する者ではないこと。	別紙様式3及び添付書類
	⑤広島県暴力団排除条例第10条又は第11条の規定に違反する者ではないこと。	別紙様式3及び添付書類
	⑥国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。	別紙様式3及び添付資料
	⑦市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。	別紙様式3及び添付資料

### 4. 提案審査

#### 4.1. 基礎審査

基礎審査では、提案書について提案価格が募集要項に示す上限額以内であるか否か、また、提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

提案価格に関する確認内容は以下のとおりとする。提案価格が上限額の範囲を超える応募者は失格とする。

- ①令和7年度から令和11年度までの5年間分の指定管理料提案価格が、募集要項に示す市が決定する基準以下となっているか。【上限額：807,649千円】（税込み）

## 4.2. 総合審査

### (1) 総合審査の方法

総合審査では提案価格と提案内容の2つの面から評価を行う。

提案価格の評価点を50点、提案内容の評価点を200点満点の合計250点満点で評価する。なお、提案内容の評価点は各委員の採点を点数化し、平均を合計したものとする。

また、総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を最優秀提案とする。選定委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは令和6年9月下旬を予定しているが、詳細については提案書受付後に改めて市から各応募者に連絡する。

#### 【総合審査】

審査点数（満点250点）＝提案価格の得点（満点50点）＋提案内容の得点（満点200点）

### (2) 提案価格の評価

提案価格の評価の考え方は、下表のとおりとする。

表 2 価格審査の項目及び配点

評価対象	配点	点数化方法
令和7年度から令和11年度までの5年間分の指定管理料提案価格	50点	最低提案価格は50点 第2位は40点 第3位は30点 第4位以降は0点

### (3) 提案内容の評価

提案内容は、次頁「(5) 評価項目及び配点」に基づき、下表の採点基準により選定委員会が点数化する。

表 3 提案内容の評価における採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れている	配点×1.00
B	提案内容がやや優れている	配点×0.80
C	提案内容が普通である	配点×0.60
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.40
E	提案内容が非常に劣っている	配点×0.20

### (4) 最低評価点

最低評価点は、総評価点合計の60%以上とする。

最低評価点を下回る場合は、失格とする。

## (5) 評価項目及び配点

審査基準		評価基準	仕様書の該当	配点	
1	法人等の安全性基礎審査	(1) 財政力、規模	自己資本比率、流動比率、売上高、従業員数について	—	15
		(2) 実績	国内指定管理図書館数について	—	5
		(3) 提案価格	—	—	50
2	施設運営	(1) 基本方針・考え方	市が示す方針との整合性があり、法令遵守がされているか。	5	15
		(2) 業務体制	館長・副館長・司書その他職員の配置数について	6(2)(3)	15
		(3) 研修計画	研修内容、回数など司書の知識、能力を高める計画がされているか。	6(4)	15
		(4) 業務水準			
		ア 窓口サービス	顧客満足度を上げるための独自の工夫や内容が期待できるものとなっているか。	7(1)エ	15
		イ 連携ネットワーク	図書館サービス向上のための独自工夫やサービス内容、及び学校、幼稚園・保育所等やボランティアとの連携が期待できるものとなっているか。	7(1) エ ク	15
		ウ レファレンス	レファレンスサービス向上のための取組期待できるものとなっているか。	7(1)エ	15
		エ 資料の選定	選定方法の視点の適切性について	7(1)オ	15
		オ 多様な利用者への対応 (乳幼児、青少年、高齢者、障害者、外国人、ビジネスパーソン)	適切なサービス提供への取組内容が期待できるものとなっているか。	7(1)キ	15
		カ 苦情処理	対応方針やサービス向上へのフィードバック体制などについて	7(1)セ	15
キ 広報	市民への広報に対する取組が期待できるものとなっているか。	7(1)チ	15		
3	施設管理	緊急対応、危機管理	防火、防犯、不審者、急病人対応や災害への対応について	7(2)イ	5
4	にぎわい創出		駅前のにぎわい創出に対する独自提案や取組が優れたものになっているか。	8(2)(7)	15
5	法令遵守		個人情報流出防止対策や環境面の配慮がされているか。	12(1) (2)(7)	5
6	その他		評価できる独自提案がされているか。	—	5

**(6) 総合審査による最優秀提案の選定**

提案内容及び提案価格の評価による得点の和（総合審査の得点）が最も高い提案を最優秀提案として、2番目に高い提案を次点として選定する。

**5. 優先交渉権者の決定**

市は、提案審査会における最優秀提案及び次点の選定結果をもとに、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定する。